

地方独立行政法人青森県産業技術センター 利益処分の承認基準

1 承認の対象となる額

当該年度における利益のうち経営努力により生じたとされる額

2 額の処分内容について

処分内容について、中期計画に定められている合理的な使途でなければならない。

3 経営努力により生じたと認められる具体的内容

(1) 会計基準第72に基づき、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（自己収入）から生じた利益で、経営努力により生じたもの。

・農産物販売等収益

※地方独立行政法人青森県産業技術センターの運営費交付金は、業務のための支出額を限度として収益化する費用進行基準を採用しているため、上記の自己収入が経営努力認定の対象となる。

(2) 上記以外で、翌事業年度へ充当することが、法令、規則、要領・要綱等で定められているもの。

・あおり農商工連携支援基金運用益の事業実施後の残額